

## 個人所得課税 公的年金等控除の見直し

## 1. 改正の概要

- ①公的年金等控除を一律10万円引き下げる。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195.5万円の上限を設ける。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、控除額を更に一律10万円引き下げる。
- ④公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合には、控除額を更に一律20万円引き下げる。

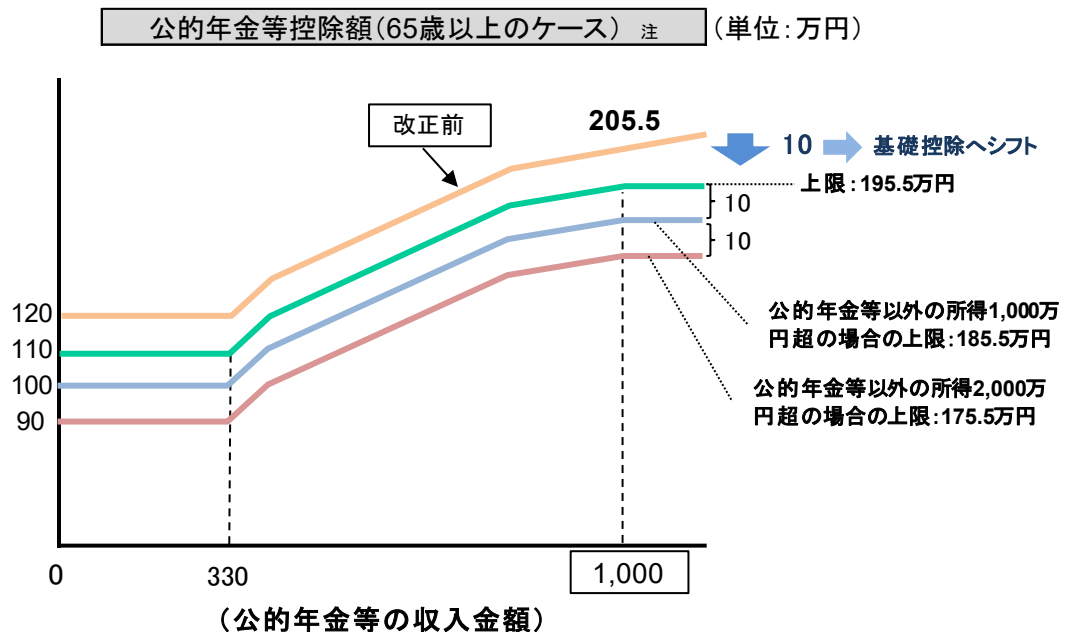
## 2. 適用時期

平成32年分以後の所得税、  
平成33年度分以後の個人住民税  
に適用される。

## 3. 実務上の留意点

● 公的年金等控除額は10万円引き下げられるが、基礎控除の額を10万円引き上げるため、公的年金等の収入金額が1,000万円以下の場合かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合には改正後においても税負担は変わらない。

● 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、又は、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円を超える場合には税負担は増加する。



- (注) 65歳未満の場合、最低保証額(改正前70万円)は、
- ・ 基礎控除へのシフトにより60万円、
  - ・ 公的年金等以外の所得1,000万円超の場合は50万円
  - ・ 公的年金等以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

○出典 平成30年度税制改正 自民党税制調査会資料より一部抜粋